

3月
定例会

廿日市市の こんなことが決まりました

会期30日間 2月22日～3月23日

今号では
この中から
3つを

Pick up

議案の状況

令和4年度補正予算

一般会計・特別会計・企業会計 …… 11件

条例

あさはらまちづくり交流センター
設置及び管理条例など …… 16件

その他の事案

財産を支払手段として使用することに
ついてなど …… 7件

人事案件

公平委員会委員の選任など …… 3件

令和5年度当初予算

一般会計・特別会計・企業会計 …… 11件

報告

専決処分事項 …… 1件

請願

学校給食関連 …… 1件

発議

議会政治倫理条例の改正など …… 2件

計52件

Pick up 1

浅原市民センター・交流施設

一体で指定管理に

〈議案第13号〉あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例

中央活性化センター（浅原市民センター・交流会館・交流広場（グラウンド）・交流ホール（体育館）を一体に、あさはらまちづくり交流センターとして設置し、その管理に必要事項を定めるものです。

休館日は中央活性化センターと交流会館は水曜日（水曜日が国民の休日の場合はその直後の休日でない日）及び12月29日から1月3日まで。交流広場と交流ホールは年末年始以外の休館日はありません。使用料は現行と同様の規準です。

施設の管理運営は、地元で立ち上げるまちづくり団体を指定管理者として指定する予定です。

●施行期日 令和6年4月1日

こんな質問が出ました

Q 4つの施設をまとめて、あさはらまちづくり交流センターという名称になるが、構成施設は旧名で残すのか。

A それぞれの施設の名称はそのまま引き継ぐ。

Q 市職員を配置し、行政とのつながりを継続すべきだと考えるが、直営をやめ、指定管理施設とすることについて地元合意は。

A コミュニティによる地元アンケートやビジョンづくりの過程で、地域主体となって将来担っていききたいということは伝えておられた。

法人設立に向けての勉強会なども行い、地域の合意形成を図られている。

Pick up2

未来物流産業団地 工事着手に向け契約を締結

〈議案第41号〉財産を支払手段として使用することについて
〈議案第47号〉工事請負契約の締結について

二重原地区に予定する新興産業団地「未来物流産業団地」の造成工事について、請負契約を締結します。

また、請負代金の一部の支払いについて、市が直接請負者に支払うのではなく、造成により完成した宅地の購入者がその売買代金をもって請負者に支払うという、民間では一般的ですが、自治体としては例の少ない新たな手法が用いられます。

●請負金額

50億3948万4400円

●請負者 西松建設株式会社

代表取締役 高瀬 伸利

●こんな質問が出ました

Q 土地が売れ残った場合、請負代金の支払いはどうなるのか。

A 立地希望調査をしっかりとやっているのか、売れ残る可能性が低いことに加えて、請負代金の支払いに充てるのは土地売却額の約7割相当であるため支払いはできると考える。



Pick up3

水道事業は県広域企業団へ 関連する条例などを改廃

〈議案第14号〉広島県水道広域連合企業団に参加することに伴う関係条例の整理に関する条例

〈議案第15号〉職員定数条例の一部を改正する条例

令和4年11月から市水道事業が県水道広域連合企業団に参加したことに伴い、水道事業に関する条例の廃止や関係する条例から表記を削除するなどの整理を行います。

また、併せて水道局の職員も同企業団に移行するため、職員定数が変更になります。(詳細は16ページ)

●廃止する条例

市水道事業の設置等に関する条例、市水道事業給水条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、市水道事業における布設工事監督者等に関する条例

●その他整理する条例

債権管理条例ほか13条例

●施行期日 令和5年4月1日

●こんな質問が出ました

Q 市が持っている水道料金の債権はどうなるのか。

A 債権や債務のすべてを企業団が引き継いでいく。